

第10回教育委員会会議録

1. 日 時 令和4年2月1日(火)
開会：午前13時30分
閉会：午前15時40分
2. 場 所 サンコア第5講習室
3. 出席委員 教育長：中村英司 委員：齋藤百合
委員：久保大 委員：下川博大
委員：吉田和博
4. 事務局
教育部長：原口茂雄 教育総務課長：堤好弘
学校教育課長：坂本啓悟 社会教育課長：山田邦昭
人権・同和教育課長：小林志麻 教育総務課総務担当係長：井手雄香
教育総務課学校再編担当係長：佐々木稔 主任教育指導主事：石橋功一
指導主事：木下善弘 指導主事：堤豊
学校教育課学事担当係長：小野美幸子
5. 書 記 教育総務課：牧聖也
6. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事

非公開議案
(1) 議案第3号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(令和3年度筑後市一般会計補正予算第11号：教育総務課)
(全員賛成、原案可決)

非公開議案
(2) 議案第4号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(令和3年度筑後市一般会計補正予算第11号：学校教育課)
(全員賛成、原案可決)

非公開議案

(3) 議案第5号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(令和4年度教育費予算について：各課)

(全員賛成、原案可決)

(4) 議案第6号 筑後市就学援助費交付要綱の改正について

教育長 議案第6号 筑後市就学援助費交付要綱の改正について説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 資料5をご覧ください。

1 ページ開けていただいて、例規審議ワークシートがございます。その上のほうの制定・改正に至る動機というところに内容を主にまとめておりますので、そちらをご覧ください。

1 点目は、市の就学援助費につきましては国の「要保護児童生徒援助金補助金予算単価及び国庫補助限度単価」を基準に金額を設定しております。その国の単価が引き上げられました。それに伴って金額を一部改正させていただくというのが1 点目です。

それからその次、就学援助の認定をした場合は、以前は民生委員さんに必ず通知をしておりました。それがもともと国の制度として就学援助制度はありましたが、平成17年度に従来必要であった就学援助の申請に係る民生委員さんの意見欄というのが不要になっておりました。ただ、認定の通知については引き続き行っていたという経緯になっています。近隣市町においても、個人情報保護の観点から民生委員さんへの通知というのを廃止しているという状況もありまして、今回、筑後市においても、民生委員さんへの一律の周知を廃止するというので改正をさせていただきたいという内容になっています。

それから3 点目は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の特別給付というものを行っておりました。経済状況が厳しいということを受けて、就学援助世帯に通常の給付以外に、小学生でいうと1万5,000円、中学生でいうと2万5,000円という金額で給付をしておりました。それを今年度、3年度も実施をしたいということで要綱の改正をさせていただくものです。

それから、ほかに若干内容、文言の修正が必要な部分がございますので、それを改正しております。

具体的には4 ページ、5 ページを見ていただきたいと思います。4 ページの要保護者のところにアンダーラインを引かれているところが文言の整理になります。第7条のところの「及び民生委員」というところが、先ほど説明をさせていただいた一律の周知を廃止する部分になります。

そして4 ページの下のほう、附則のところを書いておられますのが、今年度も特別給付を実施する。令和3年度に限りという内容で規定を設けるものです。

さかのぼって適用するという事で規定をさせていただきたいというふうに考えています。

それから、別表のところ、小学校の修学旅行費の単価を「21,890円」から「22,690円」に改定するという内容になっております。修学旅行費についても、3年度の後にさかのぼって適用するという内容になっています。

以上です。

教育長 交付要綱等の改正について説明がありました。何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第6号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

(5) 議案第7号 筑後市学力指導事業補助金交付要綱の改正について

教育長 続きまして、議案第7号 筑後市学力指導事業補助金交付要綱の改正について提案をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 資料6をご覧ください。

1ページ開けていただいて、例規審議ワークシート、制定・改正に至る動機のところをご覧ください。

この事業につきましては、同和地区を有する小・中学校で、いわゆる学同研の先生方が放課後に学力の保障及び人権・同和教育を実施するという事で取り組んでいただいているものです。その事業に対して市のほうから補助金を交付しているという内容になっています。監査の指摘で、補助金交付要綱の中で補助対象経費の規定がないというような指摘がございまして、今回、補助対象経費の規定を設けております。内容は、旅費、事業費、役務費を補助対象経費とするという内容で要綱を整理させていただいております。それ以外に文言の修正を若干加えております。

内容的には以上です。

教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 では、進行してよろしいですか。

(なし)

教育長 議案第7号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決しました。

(6) 議案第8号 筑後市学校人権・同和教育研究事業補助金交付要綱の改正について

教育長 議案第8号 筑後市学校人権・同和教育研究事業補助金交付要綱の改正についてお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 資料7、1ページ開けていただいて、ワークシートです。制定・改正に至る動機ということで、人権・同和教育の研究事業を行う筑後市学校人権・同和教育研究協議会、いわゆる学同研なんですけれども、この学同研が行う活動について補助金を交付しています。運営費補助金が交付内容になっておりますが、その内容について、補助対象経費の記載が足りていないということで監査のほうから指摘がございまして、令和3年7月に改正を行っていたんですけれども、一部補助対象経費の記載に漏れがありまして、具体的に言いますと、報償費と負担金も計上して記載をしておかないといけなかったんですが、その2つの項目が抜けておりましたので、改めて補助対象経費に加えさせていただくという内容になっております。漏れがございました。すみませんでした。以上です。

教育長 一回改めたんでしょう。

学校教育課長 はい、そうです。

教育長 ということで、再度修正をさせていただいて提案ということで、大変申し訳ございませんが、よろしいでしょうか。

(な し)

教育長 では、議案第8号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(7) 議案第9号 筑後市連合婦人会育成事業補助金交付要綱等の改正について

教育長 議案第9号 筑後市連合婦人会育成事業補助金交付要綱等の改正についてお願いします。社会教育課長。

社会教育課長 それでは、資料8の1枚めくっていただきまして、例規審議ワークシートになります。先ほど学校教育課のほうからありましたように、社会教育課が出しております補助金について、監査等の指摘で補助対象経費等が明確にされていないというご指摘を受けて、社会教育課の対象補助金全てについて対象経費を文面上載せたというのが今回の全ての案件になります。それに合わせまして、事業変更等の承認を不要とする経費の流用の案件についても、福岡県の運用に合わせて変更させていただいております。

具体的には、11ページから一つ一つ挙げております。

11ページ、まず筑後市連合婦人会の事業費、報償費、こちらのほうに改正後で見ていただくと分かるように、補助対象経費として報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料という形で挙げております。また、その後、第5条ですね、事業変更の際は、これまで補助金の額の20%を超えない場合は変更承認が必要ないとしていましたが、補助対象経費の額の20%を超えない場合はこの限りではないという形で変更しております。同じように、自治公民館指導育成事業補助金交付以降と同じように対象経費を明確にさせていただくような改正であります。

21ページをお願いします。

下段のほうですね、第13条関係、筑後市文化財保護事業補助金交付要綱になります。こちらのほうは補助対象事業自体を1つ、(6)という形で増やさせていただいています。指定文化財の保存、継承及び振興に関する事業という形で新たな事業として挙げておりますが、実はこの後、第10号で申し上げますが、別個に補助要綱がありました。文化財という形でこちらのほうに統合させる変更をさせていただいております。

社会教育課の補助金関係については以上です。

教育長 幾つかの補助金の交付要綱についての修正が説明されました。よろしいですか。たくさんあります。よろしいですか。はい、どうぞ。

久保委員 筑後市体育協会補助金交付要綱の18ページですね、改正のところで「その他地域スポーツの普及及び振興に関する事業」という文言が入っていますけど、どういったものを指すんですかね。

社会教育課長 実はこれは、体育協会の規則に載っているものを全て挙げているんですね。体育協会の事業は全て引かかるように。具体的には、多分あんまりないのかなと思っています。具体的には、その他アからエに挙がっている分、県民体育大会まで。なので、よくあるパターンで毎年していたことと違うことをするとき適用しやすいように、こういったその他スポーツ振興にという形で挙げているので、具体的な事業を指しているものではないです。

久保委員 分かりました。

教育長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。はい、どうぞ。

久保委員 エンジョイのところで報酬というのが消えたじゃないですか、あれはなぜですか。13ページのところです。

社会教育課長 エンジョイ広場は、報酬は対象にしていない。

久保委員 今まで条文はあって、それが改正では消えるわけでしょう。

社会教育課長 そうです。今まで挙がっていましたが、実際は報酬は対象にしていなかったんです。

久保委員 大体からなかったんですか。

社会教育課長 実態と要綱が合っていないということで。

久保委員 分かりました。

教育長 よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、議案第9号 筑後市連合婦人会育成事業補助金交付要綱等の改正について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございました。

(8) 議案第10号 伝統行事の保存、継承及び振興事業補助金交付要綱及び筑後市矢部川ほたる保存会補助金交付要綱の廃止について

教育長 議案第10号 伝統行事の保存、継承及び振興事業補助金交付要綱及び筑後市矢部川ほたる保存会補助金交付要綱の廃止についてお願いします。社会教育課長。

社会教育課長 それでは、資料9になります。1枚めくっていただきまして、ワークシートで説明をさせていただきます。

先ほど触れましたが、1つ目、まず伝統行事の保存、継承及び振興事業については、筑後市文化財保護事業補助金交付要綱のほうに対応させるということで、その単独の補助金については廃止をさせていただきたいというところ です。

それから2つ目、矢部川ほたる保存会補助金につきましては、これまでほたる保存会の方々が船小屋地区で蛍の保存活動をしてありましたが、その団体が今回解散をされましたので、基本的にはその事業がなくなるということで要綱のほうも一緒に廃止をさせていただきたいというところになります。

以上です。

教育長 説明は終わりました。ご質問よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入ります。

議案第10号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございました。

非公開議案

(9) 議案第11号 令和4年度筑後市立小中学校管理職人事異動内申について

(全員賛成、原案可決)

4 協議事項

(1) 令和4年度教育施策要綱について

5 報告事項

(1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3条2項に基づく報告

①筑後市教育委員会事務局職員の分限（休職）処分について

(2) 令和3年度学校訪問指導事項と改善計画報告書について

(3) 教職員人事評価の結果について

6 その他

(1) 今後の教育委員会日程について

7 閉会のことば